

判決年月日	平成 2 7 年 6 月 1 0 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成26年（行ケ）第10242号		
○ 発明の名称を「シュレッダー補助器」とする特許出願について、出願人による特許請求の範囲に対する補正がいわゆる新規事項の追加に当たるとの審決の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した事例。			

（関連条文）特許法17条の2第3項，53条1項

（関連する権利番号等）不服2013-22354号（審判），特願2008-285917号（本願），実用新案登録第3143556号（本願の基礎となる実用新案登録）

判 決 要 旨

- 1 原告は，考案の名称を「シュレッダー補助器」とする実用新案登録に基づき，特許法46条の2に基づく特許出願（本願）をし，その後，二度の手續補正をしたが（以下，順次「本件補正1」，「本件補正2」という。），特許庁審査官は，本件補正1及び2はいずれも新規事項の追加に当たると判断して，特許法53条1項に基づき本件補正2を却下した上，本件補正1による補正後の本願について，同法17条の2第3項違反を理由に拒絶査定をした。原告は，拒絶査定不服審判を請求したところ不成立審決を受けたため，本訴を提起した。

本願出願当初の請求項1は，下記①の記載を含んでいたところ，本件補正1は，これを下記②のとおり改めるものであり，本件補正2は，これをさらに下記③のとおり改めるものであった。

①当初請求項1：「シュレッダー補助器の横幅は，約35cmであるが，これはメーカーや機種により，シュレッダー機本体の刃部分の横幅が異なる為，約35cmとしたが，A3用紙が余裕を持って縦に入る位の横幅であり，」

②本件補正1：「シュレッダー補助器の横幅は，メーカーや機種により，シュレッダー機本体の刃部分の横幅が異なる為，大型機では，A3用紙が縦に入る位の横幅ではあるが，刃部分（用紙挿入口）の横幅より若干狭く約28cmとし，（中型機で約18cm，小型機では約14cmとし，）」

③本件補正2：「シュレッダー補助器の横幅は，メーカーや機種により，シュレッダー機本体の刃部分の横幅が異なる為，各メーカーの各機種の刃部分の横幅に入る様に対応させた横幅の長さとする。」

- 2 本判決は，要旨次のとおり判示し，本件補正2が新規事項の追加に当たるとの審査官の判断を支持した審決には誤りがあるとして，審決を取り消した。

当初明細書等には，シュレッダー機本体の刃部分による幼児の指切断等の怪我を未然に防ぐために，シュレッダー機本体の刃部分の上方に取り付けて，幼児の指がシュレッ

ダー機本体の刃部分に届かないようにするシュレッダー補助器が開示されており、その具体的な構成は、シュレッダー機本体紙差込口を金属製爪部分で挟み込み、シュレッダー補助器本体がストッパーによって同差込口を覆うように取り付けられるものと認められる。

そして、当初請求項 1 にも「メーカーや機種により、シュレッダー機本体の刃部分の横幅が異なる」と記載されているとおり、シュレッダーは、処理する紙の大きさ、メーカーや機種により、刃部分の横幅が異なることは明らかであるが、仮に、本願に係るシュレッダー補助器の横幅がシュレッダー機本体の紙差込口の横幅に満たないものであるとすれば、シュレッダー補助器によってシュレッダー機本体の紙差込口を覆うことのできない領域が生じることとなり、幼児の指切断等の怪我が生じ得ることとなる。

他方、上記のと通りのシュレッダー補助器の具体的な構成や、図面に開示されたその具体的な形状、シュレッダー機本体への装着状況に照らすと、本願に係るシュレッダー補助器は、シュレッダー機本体の紙差込口の凹んだ溝状の部分にストッパーを配置し、ストッパー底部と金属製爪部分とで紙差込口の凹みを形成する壁状の部分を挟み込むように装着するものと認められるが、仮に、シュレッダー補助器の横幅がシュレッダー機本体の紙差込口の横幅を超えた長さであるとするれば、シュレッダー機本体の紙差込口の横幅に合わせて伸縮可能であるような構造とするなどの工夫が当然に要求されるはずであるにもかかわらず、その点に関する示唆は何らされていないことから、シュレッダー補助器を装着することができず、発明の技術的課題を解決することができない。

このような当初明細書等が開示された発明の技術的課題及び作用効果、さらにはこれらに開示されたシュレッダー補助器の具体的な形状等に照らすと、当初明細書等が開示されたシュレッダー補助器の横幅が 1 つのものに固定されていたと理解するのは困難であり、むしろ、シュレッダー機本体の紙差込口の横幅、すなわち、これに相応する刃部分の横幅に対応するものとするのが想定されていたものと理解すべきことは明らかであるから、本件補正 2 における補正事項は、当初明細書等の記載から自明な事項であるというべきである。